

団体扱火災保険のご案内

(トータルアシスト住まいの保険)

団体扱契約は、一時払・分割払とも一般契約の一時払・分割払に比べ

約 **10%** 割安!

*1*2

団体扱分割払は一般契約と異なり、分割割増がからないので約5%割安となります。団体扱一時払は一般契約一時払に比べて5%割安です。
*1 左記約10%は大口団体扱割引5%*3と上記5%を連算しています。
*2 約10%となるのは、保険期間が1年の場合に限り(保険の対象が建物の場合は築年数が1年以上の場合に限ります。)。保険期間が2年~5年については代理店までお問い合わせください。
*3 大口団体扱割引5%は保険期間の始期日が2023年5月1日から2024年4月30日までの契約に適用されます。割引率は毎年の団体の契約件数により見直されます。
※大口団体扱割引5%および団体扱一時払の5%割引は地震保険には適用されません。

お得なご加入方法やお支払い方法など**アドバイス**させていただきます!!

※ご希望の場合は、裏面の代理店連絡先までお問い合わせください。

充実タイプ*

※他にスタンダードタイプ・マンション向けタイプもございます。

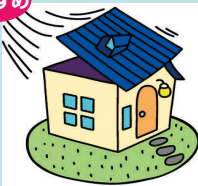
以下の事故が起こった時に損害保険金をお支払いします。

※実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。



火災、落雷
破裂・爆発

おすすめ

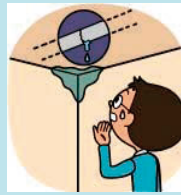


風災、雹(ひょう)災
雪災*1

おすすめ



水災*2



水濡(ぬ)れ*3



盗難・騒擾(そうじょう)



左記以外の偶然な破損
事故等

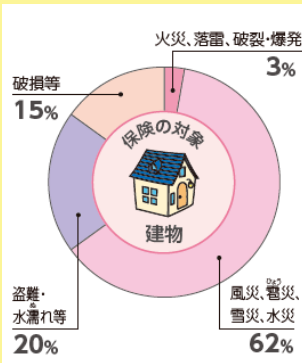
- *1 「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。
- *2 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合をいいます。
- *3 給排水設備に生じた事故による水濡(ぬ)れ、または他の戸室で生じた事故による水濡(ぬ)れをいいます。

住まいの保険の事故件数割合

Point

下記のデータを参考に補償内容をご検討ください。

※2018年-2020年度住まいの保険(充実タイプ)事故割合



お支払い例

【事故例1】

大雨により、自宅及び物置などに浸水し、損害が発生した。
▶支払保険金：7,000,000円

【事故例2】

建物の裏で土砂崩れが発生し、建物に土砂が流入した。
▶支払保険金：3,000,000円

お住まいに関する事故は、火災だけではありません。
建物の事故の約 **6割** が「**風災・水災**」で発生しています。

お住まいの地域のハザードマップは **webにてご確認ができます!**

【出典】国土交通省「重ねるハザードマップ」「わがまちハザードマップ」



団体扱の対象となる方

- 1.ご契約者は **給与を神奈川県もしくは県内市区町村から支給されている現職教職員または元教職員の方に限り**ます。
- 2.被保険者(補償を受けられる方)は、①ご契約者、②ご契約者の配偶者(内縁を含みます。以下同じ。)、③ご契約者またはその配偶者の同居の親族、④ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合もご契約いただけます。



近年、大規模災害が頻発しています！

台風や洪水だけでなく、ゲリラ豪雨等による内水氾濫や土砂崩れ等のリスクも年々高まっています。

2018年以降の主な大規模災害

【出典】日本損害保険協会調べ
支払損害保険金が500億円を超えたもの

2018年7月	7月豪雨
2018年9月	台風21号
2018年9月	台風24号
2019年9月	台風15号
2019年10月	台風19号

2020年7月	7月豪雨
2020年10月	台風10号
2021年7月	7月豪雨
2022年9月	台風14号

増加する集中豪雨

【出典】気象庁HP：
アメダスで見た短時間強雨発生回数
の長期変化について

年間発生回数 (1,300地点あたり)	1980年～1989年 平均	1990年～1999年 平均	2000年～2009年 平均	2010年～2020年 平均
1時間降水量50mm以上	222.4回	258.2回	287.3回	328.7回
1時間降水量80mm以上	15.8回	17.7回	20.3回	25.3回

【雨の強さと降り方】1時間降水量50mm以上80mm未満の雨：非常に激しい雨（滝のように降る（ゴーゴーと降り続く））。
1時間降水量80mm以上の雨：猛烈な雨（息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。）

この機会に、加入状況の点検・見直しをおすすめいたします。

火災保険は、過去4年間で3回保険料引き上げが行われています。

今後も改定が見込まれる中、現在のリスクにあった最適な保険のご提案をさせていただきますので、お気軽にご相談ください。



「地震への備え」は十分ですか？

「住まいの保険」だけでは、地震・噴火またはこれらによる津波(以下地震等といいます。)を原因とする建物や家財の損害は補償されません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります)。

事故例



地震による火災で家が燃えてしまった！



液状化により家が傾いてしまった！



地震による津波で家財が流されてしまった！

詳しくは、ファクシミリまたは電話でお問い合わせください。(ご記入のうえ、切り取らずにそのままファクシミリするだけで結構です。)

株式会社 神奈川教弘宛 (FAX:045-250-3811)

・お名前 : _____ (学校名: _____ 立 _____ 学校)

・ご住所 : _____

・電話番号 : _____ () _____ ・メールアドレス : _____

・東京海上日動のトータルアシスト住まいの保険について

パンフレットがほしい。 詳しい説明が聞きたい。 保険料の見積書がほしい。

・その他、ご質問等があればご記入ください。

※当代理店は、お客様から提供いただいた本アンケート記載の個人情報を東京海上日動火災保険株式会社より保険業務の委託を受けて行う損害保険およびこれに付帯・関連するサービスの提供等に利用させていただくことがあります。

「トータルアシスト住まいの保険」は、住まいの保険および地震保険のペットネームです。このチラシはトータルアシスト住まいの保険(団体扱)の概要についてご紹介したものです。ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。「重要事項説明書」には、ご契約前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。また詳しい補償内容については「ご契約のしおり(約款)」に記載していますので、必要に応じて東京海上日動のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)でご参照いただくか、代理店または東京海上日動にご請求ください。団体扱特約失効時の取扱いやご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

【取扱代理店】 株式会社神奈川教弘 TEL:045-250-3800

【引受保険会社】 東京海上日動火災保険株式会社 (担当)横浜中央支店金融公務課 TEL:045-224-3519